

諮問但第 5 号

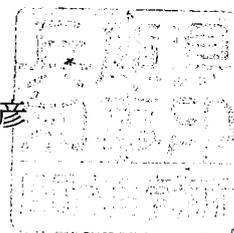
但馬海区漁業調整委員会

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定に基づき、下記の知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項の規定に基づき、諮問します。

令和 3 年 12 月 1 日

兵庫県知事 齋藤元彦



記

棒受網漁業（小型棒受網漁業）

以上

## 兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第9号に掲げる棒受網漁業のうち、小型棒受網漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年 月 日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
小型棒受網漁業	兵庫県日本海海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	定めなし	別記

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月1日から令和6年9月30日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年4月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和6年12月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、1統につき、次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	火船1隻当たりの設備容量	
	発電機（蓄電池を含む。）	集魚灯に使用する電球
1隻	7キロワット以下	7キロワット以下

## 別記 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者。

- (1) 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町）
- (2) 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- (3) 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）